

第二章 登録・認定システム

1. 生産情報公表牛肉の J A S 規格
2. 生産行程管理者の認定の技術的基準
3. 小分け業者の認定の技術的基準
4. 登録認定機関となるための登録基準
5. 生産行程についての検査方法
6. 格付の表示の様式及び表示の方法

第二章 登録・認定システム

1. 生産情報公表牛肉の日本農林規格

平成 15 年 10 月 31 日
農林水産省告示第 1794 号

(目的)

第 1 条 この規格は、生産情報公表牛肉の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
生産情報	牛肉の生産に係る次に掲げる情報をいう。 (1) 出生の年月日 (2) 雌雄の別 (3) 管理者（牛の所有者その他牛を管理する者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日 (4) 牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 (5) とさつの年月日 (6) 牛の種別 (7) 牛の管理者の連絡先 (8) と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地 (9) 管理者が給餌した飼料の名称 (10) 管理者が使用した動物用医薬品（薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 49 条の規定により農林水産大臣が指定する医薬品並びに同法第 83 条の 4 第 1 項又は第 83 条の 5 第 1 項の規定により使用者が遵守すべき基準が定められた医薬品に限る。以下同じ。）の薬効別分類及び名称
生産情報公表牛肉	生産情報公表特定牛肉及び生産情報公表輸入牛肉をいう。
生産情報公表特定牛肉	特定牛肉（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）第 2 条第 3 項に規

	定する特定牛肉をいう。以下同じ。)のうち、次条及び第4条の規格に適合するものをいう。
生産情報公表輸入牛肉	特定牛肉以外の牛肉のうち、第5条及び第6条の規格に適合するものをいう。

2 前項の表生産情報の項(6)の牛の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 黒毛和種
- (2) 褐毛和種
- (3) 日本短角種
- (4) 無角和種
- (5) (1)に掲げる種と(2)に掲げる種との交雑により生じた種(この種と(1)又は(2)に掲げる種との交雑により生じた種を含む。)
- (6) 和牛間交雑種
- (7) 肉専用種
- (8) ホルスタイン種
- (9) ジャージー種
- (10) 乳用種
- (11) 交雑種

3 前項(6)に規定する「和牛間交雑種」とは、同項(1)から(4)までに掲げる種間の交雑により生じた種(この種と同項(1)から(5)までに掲げる種との交雑により生じた種を含み、同項(5)に掲げる種を除く。)をいい、同項(7)に規定する「肉専用種」とは、牛肉の生産を目的として飼養される牛であって親の牛が同項(8)から(10)までに掲げる種の牛でないものの種(同項(1)から(6)まで及び同項(11)に掲げる種を除く。)をいい、同項(10)に規定する「乳用種」とは、その雌牛が専ら搾乳を目的として飼養される牛の種(同項(8)及び(9)に掲げる種を除く。)をいい、同項(11)に規定する「交雑種」とは、同項(1)から(7)までに掲げる種と同項(8)から(10)までに掲げる種との交雑により生じた種(この種と同項(8)から(10)までに掲げる種との交雑により生じた種を含む。)をいう。

4 第1項の表生産情報の項(10)の薬効別分類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 麻酔剤
- (2) 催眠鎮静剤
- (3) 解熱鎮痛消炎剤
- (4) 鎮痙剤
- (5) 自律神経剤

- (6) 強心剤
- (7) 鎮咳きよ痰剤
- (8) 利尿剤
- (9) (6) から (8) までに掲げる薬剤以外の循環器官系用剤、呼吸器官系用剤及び泌尿器官系用剤
- (10) ホルモン剤
- (11) 子宮収縮剤
- (12) サルファ剤
- (13) 合成抗菌剤
- (14) 抗原虫剤
- (15) 抗生物質製剤
- (16) 内寄生虫駆除剤
- (17) (12) から (16) までに掲げる薬剤以外の寄生性皮膚疾患用剤
- (18) ワクチン
- (19) 抗血清
- (20) (18) 及び (19) までに掲げる薬剤以外の生物学的製剤

(生産情報公表特定牛肉の規格)

第3条 生産情報公表特定牛肉の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
生産情報の記録及び保管	生産情報のうち、次に掲げるものを正確に記録し、かつ、その記録を保管していること。 (1) 管理者が給餌した飼料の名称 (2) 管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称 (3) 外国で出生した牛に係る牛肉にあっては、出生の年月日 (4) 外国で出生した牛に係る牛肉にあっては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日 (5) 外国で出生した牛に係る牛肉にあっては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日 (6) 外国で出生した牛に係る牛肉にあっては、出生から当該牛が輸入されるまでの間の牛の管理者の連絡先
生産情報の公表	生産情報を一頭ごとに事実即して公表していること。ただし、いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難であるときは、20頭以内の荷口ごとに事実即して公表していること。

第4条 生産情報公表特定牛肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	生産情報の公表の方法を表示してあること。ただし、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実在即して表示されている場合には、省略することができる。
表示の方法	生鮮食品品質表示基準第3条第1項第1号に掲げる事項及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称の次に括弧を付して「生産情報公表牛肉」と記載すること。 (2) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第3条及び前条の規定により記録された生産情報並びに生産情報の公表の方法の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

(生産情報公表輸入牛肉の規格)

第5条 生産情報公表輸入牛肉の生産の方法についての基準は、生産情報を一頭ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実在即して公表していることとする。ただし、いずれの牛から得られた牛肉であるかを識別することが困難であるときは、20頭以内の荷口ごとに事実在即して公表していることとする。

第6条 生産情報公表輸入牛肉の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(3)に掲げる事項にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売

	販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 個体識別情報（牛の個体を識別するために必要な番号等をいう。以下同じ。） (2) 前条ただし書の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合にあっては、(1)に掲げる事項に代えて荷口番号（当該荷口を識別するために必要な情報をいう。以下同じ。） (3) 生産情報の公表の方法
表示の方法	生鮮食品品質表示基準第3条第1項第1号に掲げる事項、個体識別情報、荷口番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称の次に括弧を付して「生産情報公表牛肉」と記載すること。 (2) 個体識別情報又は荷口番号 小売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあつては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	表示事項の項に規定する事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

附 則（施行期日）

第1条 この告示は、平成15年12月1日から施行する。

(生産情報公表特定牛肉の品質に関する表示の基準の特例)

第2条 平成16年11月30日までの間に限り、第4条の表は、次の表のとおり読み替えるものとする。

事 項	基 準
表示事項	次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(3)に掲げる事項にあっては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあっては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。 (1) 個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第2条に規定する個体識別番号をいう。以下同じ。） (2) 前条の表生産情報の公表の項ただし書の規定により荷口ごとに生産情報を公表している場合にあっては、(1)に掲げる事項に代えて荷口番号（当該荷口を識別するために必要な情報をいう。以下同じ。） (3) 生産情報の公表の方法
表示の方法	生鮮食品品質表示基準第3条第1項第1号に掲げる事項、個体識別番号、荷口番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称の次に括弧を付して「生産情報公表牛肉」と記載すること。 (2) 個体識別番号又は荷口番号 小売業者以外の販売業者にあっては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。 (3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあっては、容器若しくは包装の見やすい個所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては、容器若しくは包装の見やすい個所又は牛肉に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。
表示禁止事項	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第3条及び前条の規定により記録された生産情報並びに生産情報の公表の方法の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産省令第一一九号）

（平成十五年十二月一日施行）

（傍線の部分は改正部分）

第十四条～第五十五条 （略）

（登録認定機関の登録の区分）

第五十六条 法第十七条の六第一項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 飲食料品（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）

二～四 （略）

五 生産情報公表牛肉

第五十七条～第九十条 （略）

（格付の表示の除去等を行う農林物資）

第九十一条 法第十九条の七の二の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。

（略）	（略）
（略）	（略）

生産情報公表牛肉

一 生産情報の公表が取りやめられること。

二 公表されている生産情報が当該生産情報公表牛肉に係る生産情報であることが明らかでなくなること。

三 公表されている生産情報が事実と反していること。

四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。

第九十二条～第九十六条 （略）

附則

第一条～第五条 （略）

2. 生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準

平成15年10月31日
農林水産省告示第1796号

一 生産及び保管に係る施設

1 生産に係る施設

次の条件に適合していること。

- (1) 生産に係る記録をする場所が、生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成15年10月31日農林水産省告示第1794号。以下「日本農林規格」という。）第2条に規定する生産情報（以下「生産情報」という。）の記録をするに際し、他の記録と区分して行うのに支障のない広さ及び構造を有するものであること。
- (2) と畜場が、日本農林規格に従って生産された牛のと畜処理及びと畜に関する記録をするに際し、他の牛と区分して行うのに支障のない広さ及び構造を有するものであること。

2 保管に係る施設

- (1) 日本農林規格に従って生産された牛肉が、他の牛肉と区別して保管するのに支障のない広さ及び構造を有するものであること。
- (2) 生産情報の記録について、他の記録と区別して3年間保管するに支障のない広さ及び構造を有するものであること。

二 生産行程の管理又は把握の実施方法

- 1 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理を言う。）を含む。以下同じ。）又は把握を担当する者に、次に掲げる職務を行わせること。

- (1) 生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- (2) 次のアからウまでに掲げる事項に対応させて、生産情報を一元的に記録し、及びその記録を保管すること。

ア 国内で出生した牛にあっては、個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛トレサ法」という。）第2条に規定する個体識別番号をいう。以下同じ。）

イ 輸入された牛にあっては、次の（ア）及び（イ）に掲げる事項

- （ア）出生から牛トレサ法第9条の規定により個体識別番号が通知されるまでの間にあっては、個体識別情報（牛の個体を識別するために必要な情報として生産行程管理者が指定する番号又は記号その他のものをいう。以下同じ。）
- （イ）牛トレサ法第9条の規定により個体識別番号が通知されてからとさつまで

の間にあつては、個体識別番号

ウ ア及びイに掲げる牛以外の牛にあつては、個体識別情報

(3) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導

2 管理者（生産行程管理者の職員又は外注管理の受託者であつて、牛の所有者その他牛を管理する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる職務を行わせること。

(1) 外国で出生した牛に係る牛肉にあつては、牛が出生した時に当該牛の管理者が当該牛の個体識別情報を表示した耳標その他の物体を遅滞なく当該牛に装着するとともに、やむを得ない理由がある場合を除いて、当該物体が牛から取り外されることがないように管理すること。ただし、輸入された牛にあつては、牛トレサ法第9条の規定により個体識別番号の通知を受けた後は、この限りでない。

(2) 管理者が生産行程の管理又は把握を担当する者と同じの者でない場合にあつては、管理者において個体識別番号等に対応させて牛の個体ごとに生産情報を記録し、生産情報の管理又は把握を担当する者に当該記録を確実に伝達すること。

(3) やむを得ない理由により、個体識別番号を表示した耳標又は個体識別情報を表示した耳標その他の物体が牛から取り外されたときは、これに代わって当該牛の個体を識別するための措置を生産行程管理者の指示により講じること。

3 生産情報の公表を担当する者に次に掲げる職務を行わせていること。

生産情報公表担当者は、生産情報を別記様式により個体識別番号又は個体識別情報ごとに、とさつされた日から3年以上公表させること。ただし、個体識別番号又は個体識別情報に対応する生産情報公表牛肉すべてが最終消費者に販売されてから7日以上経過したことを確認した場合にあつては、とさつされた日から3年を経過する前であっても、当該生産情報公表牛肉に係る生産情報の公表を取りやめることができる。

4 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

(1) 生産情報の記録、保管及び公表に関する事項

(2) と畜処理に関する事項

(3) 牛肉の保管及び出荷に関する事項

(4) 年間の生産計画の策定及び当該計画の登録認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項

(5) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての登録認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

5 内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、生産情報の記録及び当該記録の根拠となる書類を当該牛のとさつの日から3年以上保持するとともに、生産情報を当該牛のとさつの日から3年以上公表すること。

6 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

1 生産行程管理担当者の資格及び人数

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校以上の学校で畜産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産、生産の指導又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産、生産の指導又は試験研究に3年以上従事した経験を有するもの
- (3) 畜産物の生産、生産の指導又は試験研究に5年以上従事した経験を有する者

2 生産行程管理責任者

- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合には、その者が生産行程管理責任者として、登録認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において牛肉の生産情報に係る管理又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において牛肉の生産情報に係る管理又は把握に関する課程を修了したものが1人選任されていること。

四 格付の実施方法

- 1 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
 - （１）生産行程についての検査に関する事項
 - （２）格付の表示に関する事項
 - （３）格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - （４）記録の作成及び保存に関する事項
 - （５）生産情報に関する事項と表示方法の内容が対応することに関する具体的事項
 - （６）登録認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実と認められること。
- 3 牛肉に付与する個体識別番号、個体識別情報又は荷口番号の伝達が適切に行われることが確実と認められること。
- 4 生産情報公表牛肉の表示が日本農林規格第４条又は第６条に規定する基準に従い、適切に行われることが確実と認められること。

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付担当者の資格及び人数

格付担当者として、三の1の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する者であって、講習会において生産情報公表牛肉に係る格付に関する課程を修了したものが1人以上(当該生産行程管理者が複数の生産に係る施設を管理し、又は把握する場合には、当該管理し、又は把握する生産に係る施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上)置かれていること。

2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合には、格付責任者として1人選任されていること。

別記様式(第二関係)

個体識別番号	
出生の年月日	
雌雄の別	
管理者の氏名又は名称 管理者の住所 管理の開始の年月日	
牛の飼養のための施設の所在地 飼養の開始の年月日	
とさつの年月日	
牛の種別	
牛の管理者の連絡先	
と畜者の氏名又は名称 と畜者の連絡先 と畜場の名称 と畜場の所在地	
管理者が給餌した飼料の名称	
管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称	

備考 第二の1の(2)のウに掲げる牛に係る生産情報公表牛肉にあつては、この様式中
個体識別番号を個体識別情報とすること。

3. 生産情報公表牛肉についての小分け業者の認定の技術的基準

平成 15 年 10 月 31 日
農林水産省告示第 1797 号

一 小分けし及び格付の表示を付するための施設

1 小分けのための施設

牛肉を区別して小分けを行うのに支障のない広さ及び構造を有する施設を有すること。

2 格付の表示のための施設

証票の管理のための施設を有すること。

二 小分けの実施方法

1 三の 2 に規定する小分け責任者に、次に掲げる職務を行わせていること。

(1) 小分けに関する計画の立案及び推進

(2) 小分けの過程において生産情報公表牛肉がいずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難になる場合にあっては、当該生産情報公表牛肉に荷口番号（20 以内の個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）第 2 条に規定する個体識別番号をいう。）又は個体識別情報（生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成 15 年 10 月 31 日農林水産省告示第 1794 号）第 6 条に規定する個体識別情報をいう。）に対応する番号又は記号を付与すること。

(3) 小分けの行程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

2 小分け責任者が生産情報公表牛肉に荷口番号を付与する場合にあっては、生産情報公表担当者に次に掲げる職務を行わせていること。

(1) 荷口番号に対応する個体識別番号又は個体識別情報により識別された牛に係る生産情報公表牛肉の生産情報を、生産行程管理者又はその委託を受けた者が公表しているところに従い、荷口番号ごとに整理し、及び記録し、並びに当該記録を保管すること。

(2) (1) の記録に基づき、生産情報を別記様式 1 及び別記様式 2 により荷口番号ごとに、荷口番号を付与した日から 3 年以上公表すること。ただし、荷口番号に対応する生産情報公表牛肉すべてが最終消費者に販売されてから 7 日以上経過したことを確認した場合にあっては、荷口番号を付与した日から 3 年を経過する前であっても、当該荷口番号に対応する生産情報の公表を取りやめることができる。

3 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

(1) 牛肉の受入れ及び保管に関する事項

(2) 小分け前の牛肉の格付の表示の確認に関する事項

- (3) 小分け後の牛肉の格付の表示に関する事項
 - (4) 小分けの方法に関する事項
 - (5) 牛肉の生産情報の記録、保管及び伝達に関する事項
 - (6) 牛肉の生産情報の公表に関する事項
 - (7) 小分けの実施状況についての認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 4 内部規程に基づいて小分けを適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該記録の作成の日から3年以上保持すること。

三 小分けを担当する者の資格及び人数

- 1 小分け担当者の資格及び人数
- 小分け担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
 - (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者
- 2 小分け責任者
- 小分け責任者として、小分け担当者の中から、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において小分けに関する課程を修了したものが1人選任されていること。

四 格付の表示を付する組織及び実施方法

- 1 格付の表示を付する組織
- 格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。
- 2 格付の表示の実施方法
- (1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
 - ア 格付の表示に関する事項
 - イ 生産情報の処理に関する事項（荷口番号の付与に関する事項）
 - ウ 荷口の出荷又は処分に関する事項
 - エ 記録の作成及び保存に関する事項
 - オ 認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
 - (2) 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付されることが確実と認められること。
 - (3) 生産情報を有する牛肉に付与された荷口番号が適切に付与されることが確実と

認められること。

五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付表示担当者として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

別記様式1（第二関係）

荷口番号	
管理者が給餌した飼料の名称	
管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称	

別記様式2（第二関係）

荷口番号	
個体識別番号	
出生の年月日	
雌雄の別	
管理者の氏名又は名称 管理者の住所 管理の開始の年月日	
牛の飼養のための施設の所在地 飼養の開始の年月日	
とさつの年月日	
牛の種別	
牛の管理者の連絡先	
と畜者の氏名又は名称 と畜者の連絡先 と畜場の名称 と畜場の所在地	

備考

- 1 当該荷口に係る牛の個体につき1枚ずつ作成すること。
- 2 生産情報公表牛肉についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成15年10月31日農林水産省告示第1796号）第二の1の（2）のに掲げる牛に係る生産情報公表牛肉にあつては、この様式中個体識別番号を個体識別情報とすること。
- 3 様式中「管理者の氏名又は名称」、「牛の飼養のための施設の所在地」及び「牛の管理者の連絡先」項の生産情報が複数ある場合にあつては、それぞれの項の下に項を設けて記入すること。

4. 生産情報公表牛肉についての登録認定機関又は登録外国認定機関となるための登録基準

平成 15 年 10 月 31 日
農林水産省告示第 1795 号

事 項	基 準
認定の業務に従事する者の資格	1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学若しくは旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校以上の学校において畜産の生産に関する授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究の実務に 3 年以上従事した経験を有する者 2 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校で畜産の生産に関する授業科目の単位を修得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究の実務に 4 年以上従事した経験を有する者 3 畜産物の生産又は畜産物の生産に関する指導、調査若しくは試験研究の実務に 5 年以上従事した経験を有する者 4 第 1 号から第 3 号までに掲げる者と同等以上の資格を有すると認められる者
認定の業務に従事する者の人員	1 検査に従事する者は、2 名以上で検査の対象となるほ場又は事業所の規模及び数に応じて必要となる員数 2 判定に従事する者は、判定の対象となるほ場又は事業所の数に応じて必要となる員数
認定の業務の管理に関する事項	1 次に掲げる事項を記載した業務に関する規程を定め、これに基づき業務が行われていること。 （1）認定の業務を適切に行うための方針及びこれを当該業務に携わる者への周知の規程 （2）認定の技術的基準への適合性を検査する部門と当該検査の結果に基づき認定するかどうかを判定する部門が相互に独立し、その権限及び責任が明確に定められている規程 2 認定の業務の適正な実施を確保するため、内部監査体制が確立されていること。

5. 生産情報公表牛肉の生産行程についての検査方法

平成15年10月31日
農林水産省告示第1798号

(適用の範囲)

第1条 この検査方法は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者及び同法第19条の3第2項の認定を受けた外国生産行程管理者（以下「認定生産行程管理者等」という。）が行う生産情報公表牛肉の生産行程についての検査に適用する。

(生産行程についての検査)

第2条 生産情報公表牛肉の生産行程についての検査は、当該認定生産行程管理者等が牛の個体識別番号等（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条に規定する個体識別番号又は生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成15年10月31日農林水産省告示第1794号）第6条に規定する個体識別情報をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。

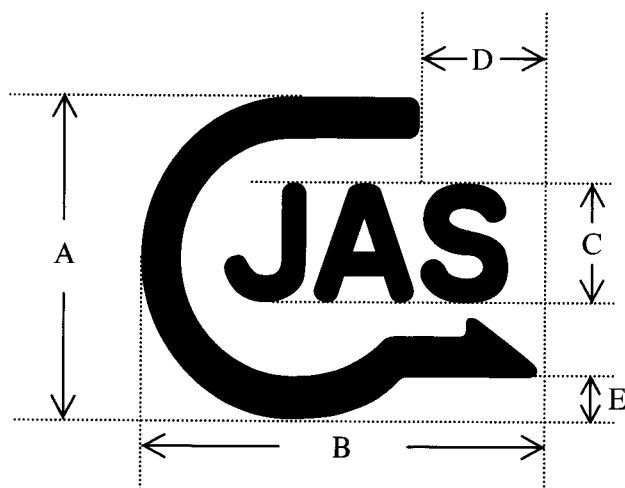
- 一 当該牛の個体識別番号等ごとの生産行程の管理記録（「出生の年月日」、「雌雄の別」、「管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日」、「牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日」「とさつの年月日」、「牛の種別」、「牛の管理者の連絡先」、「と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地」、「管理者が給餌した飼料の名称」、並びに「管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称」についての記録をいう。以下同じ。）の作成及び保管が適正であることの確認
- 二 当該生産行程の管理記録が当該牛の個体識別番号等に係るものであることの確認
- 三 当該牛の個体識別番号等に係る生産の方法が生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成15年10月31日農林水産省告示第1794号）第3条及び第5条に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認
- 四 当該生産行程の管理記録が認定生産行程管理者等に正確に伝達されていることの確認

6. 格付けの表示の様式及び表示の方法

飲食料品及び油脂の格付けの表示の様式及び表示の方法の一部改正（抜粋）

（平成15年11月25日付け農林水産省告示第1926号）

別記様式5（第2条関係）



認定機関名

- （1）Aは、15以上とする。
- （2）Bは、Aの $5/4$ とし、C及びDは、Aの $3/8$ とし、Eは、Aの $1/8$ とする。
- （3）認定機関名の文字の高さは、Cと同じとする。
- （4）認定機関名は、略称を記載することができる。

附 則

この告示は、平成15年12月1日から施行する。